更生特例法第四百二条第二項	預金等	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）
更生特例法第四百六十一条第一項	預金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構
更生特例法第四百六十二条第五項ただし書	預金保険法第五十八条第一項同法	貯金保険法第六十条第一項貯金保険法
更生特例法第四百七十三条第一項	預金保険法同法第百二十七条預金等の払戻し	貯金保険法貯金保険法第百十一条支払対象貯金等の払戻し
更生特例法第四百七十三条第二項	預金等	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）
更生特例法第五百二条第一項	預金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構
更生特例法第五百三条第六項ただし書	預金保険法第五十八条第一項同法	貯金保険法第六十条第一項貯金保険法
更生特例法第五百十三条第一項	預金保険法同法第百二十七条預金等の払戻し	貯金保険法貯金保険法第百十一条支払対象貯金等の払戻し
更生特例法第五百十三条第二項	預金等	預金等（貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。）
特定商取引に関する法律施行令別表第二第二十九号	同法第五十二条の四十二第一項 内閣総理大臣 同法第二条第十七項	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第五十二条の四十二第一項 農林水産大臣及び内閣総理大臣 銀行法第二条第十七項
銀行法施行令第四条第一項第一号ロ、第二項第三項、第六項第二号及び第九項第四号並びに第十二項第五号	内閣府令	農林水産省令・内閣府令

銀行法施行令第四条第十三項第四号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官
銀行法施行令第四条の二第一項第十一号	並びに当該銀行代理業者	及び当該特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二条第一項に規定する特定承継会社（農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等に係る同法第十一条第一項に規定する特定承継会社をいう。）以下この条において「特定承継会社」という。）に次に掲げる規定の適用がある場合には、当該規定（第三号に掲げる規定にあっては、同号に規定する再編強化法第四十二条第三項の代理を行う農業協同組合に係る部分に限る。）及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合
銀行法施行令第四条の二第二項及び第三項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令
銀行法施行令第四条の二第二項第三号	除く。）及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合	除く。）及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合
銀行法施行令第四条の二第二項第四号	掲げる者	掲げる者及び当該特定承継会社の再編強化法施行令附則第十七条において準用する再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合
銀行法施行令第四条の三第一項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令
銀行法施行令第四条の四第一項 、内閣府令	同条第十二項に規定する内閣府令 、内閣府令	再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する主務省令 、農林水産省令・内閣府令
銀行法施行令第四条の五第一項第一号及び第三号並びに第二項	内閣府令	農林水産省令・内閣府令
銀行法施行令第五条第二項各号	金融庁長官	農林水産大臣及び金融庁長官